



鳥取県公報

令和2年3月27日(金)
第9187号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定(130) (福祉監査指導課) 2 生活保護法による指定医療機関の変更の届出(131) (〃) 2 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出(2件) (132・133) (〃) 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神科病院の認定 (134) (障がい福祉課) 3 応急入院指定病院の指定(135) (〃) 3 鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則に規定する知事が指定する病院の一部改正 (136) (医療政策課) 3 新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部変更(137) (総合教育推進課) 4 県統計調査の実施(138) (循環型社会推進課) 5 特定計量器の定期検査の実施(139) (くらしの安心推進課) 6 指定構造計算適合性判定機関の変更の届出(140) (住まいまちづくり課) 6 土地改良区の定款の変更の認可(141) (農地・水保全課) 7 国土調査の成果の認証(142) (〃) 7 公共測量の終了(2件) (143・144) (県土総務課) 7 津波災害警戒区域の指定(145) (河川課) 8 河川法による工作物の撤去(146) (西部総合事務所米子県土整備局) 8 使用料等の収納事務の委託(147) (会計指導課) 8 鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等 の一部改正(148) (〃) 9
◇ 内水面漁 管委告示	コイの持出し等の禁止に関する指示(1) (内水面漁場管理委員会) 9
◇ 調達公告	落札者の決定(物品契約課) 10 落札者の決定(鳥取県立厚生病院) 10

告 示

鳥取県告示第130号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
くにもと耳鼻咽喉科	米子市西福原四丁目9-48	令和2年3月1日

鳥取県告示第131号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	変更年月日
医療法人十字会	倉吉市瀬崎町2714-1	訪問看護リハビリステーションのじま	倉吉市瀬崎町2714-1	平成27年9月1日

鳥取県告示第132号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
坂根歯科医院	米子市皆生温泉四丁目24-20	令和2年1月31日
のぐち腎クリニック	倉吉市下田中町880-1	令和2年2月3日

鳥取県告示第133号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定訪問看

護事業等を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人福生会	東伯郡三朝町大字横手396	訪問看護ステーションみささ	東伯郡三朝町大字山田108-5	平成29年1月31日

鳥取県告示第134号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項及び第33条第4項の規定に基づき、厚生労働省令で定める基準に適合する精神科病院を認定したので、次のとおり告示する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	認定期間
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	鳥取市三津876	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院	鳥取市東町三丁目307	〃
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319-1	〃

鳥取県告示第135号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定に基づき、応急入院指定病院を指定したので、次のとおり告示する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定期間
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	鳥取市三津876	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院	鳥取市東町三丁目307	〃
医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根43	〃
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319-1	〃

鳥取県告示第136号

平成17年鳥取県告示第920号（鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則に規定する知事が指定する病院について）の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則（平成17年鳥取県規則第119号。以下「規則」という。）第1条に規定する知事が指定する病院、 <u>第11条第2項に規定する知事が特に指定する病院、知事が指定する診療科及び知</u>	鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則（平成17年鳥取県規則第119号。以下「規則」という。）第1条に規定する知事が指定する病院 <u>及び第12条第1項第1号に規定する知事が特に指定する病院並びに貸付金の返還に</u>

事が指定する専門医資格並びに第12条第1項第1号に規定する知事が特に指定する病院並びに貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号。以下「条例」という。）本則の表備考2の(3)の規定によるやむを得ない理由（災害及び疾病を除く。）により知事が必要と認める者及び当該者に係る猶予期間を次のとおり定める。

1 略

2 規則第11条第2項に規定する知事が特に指定する病院、知事が指定する診療科及び知事が指定する専門医資格

(1) 規則第11条第2項に規定する知事が特に指定する病院

名称	所在地
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36-1

(2) 規則第11条第2項第1号に規定する知事が指定する診療科 小児科、産科、救急科及び精神科並びに知事が特に認める診療科（知事が特に認める医師に限る。）

(3) 規則第11条第2項第2号に規定する知事が指定する専門医資格 公益社団法人日本医学放射線学会が認定する放射線治療専門医又は公益社団法人日本臨床腫瘍学会が認定するがん薬物療法専門医

3・4 略

係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号。以下「条例」という。）本則の表備考2の(3)の規定によるやむを得ない理由（災害及び疾病を除く。）により知事が必要と認める者及び当該者に係る猶予期間を次のとおり定める。

1 略

2 規則第11条第2項に規定する病院及び診療科

(1) 規則第11条第2項アに該当するもの

名称	所在地
鳥取大学医学部附属病院 (小児科、産科、救急科及び精神科並びに知事が特に認める診療科（知事が特に認める医師に限る。))	米子市西町36-1

(2) 規則第11条第2項イに該当するもの

名称	所在地
鳥取大学医学部附属病院 (アに掲げる診療科以外の診療科)	米子市西町36-1

3・4 略

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第1項の規定により、新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部を変更したので、同法第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第2項の規定により、次のとおりその一部を変更する規約を告示する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部を変更する規約

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約（平成23年鳥取県告示第752号）の一部を次のように変更する。
次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 協議会の担任する事務の管理及び執行（第22条・<u>第22条の2</u>）</p> <p>第6章・第7章 略</p> <p>附則</p> <p>（各関係団体の長の名においてする事務の管理及び執行）</p> <p>第22条 略</p> <p><u>（役員等の損害賠償責任の一部免除）</u></p> <p><u>第22条の2 法第123条第2項の規定により設立団体が協議して定めるものとされる法第19条の2第4項の条例で定めるものとされている額は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>（1） 理事長又は副理事長 6</u></p> <p><u>（2） 理事 4</u></p> <p><u>（3） 監事又は会計監査人 2</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 協議会の担任する事務の管理及び執行（第22条）</p> <p>第6章・第7章 略</p> <p>附則</p> <p>（各関係団体の長の名においてする事務の管理及び執行）</p> <p>第22条 略</p>

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

鳥取県告示第138号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

鳥取県産業廃棄物実態調査

2 調査の目的

令和元年度の鳥取県内における産業廃棄物の発生及び処理状況等の実態を把握し、産業廃棄物の適正な処理等の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

県内全域の事業所（農林漁業を除く。）

4 報告を求める事項及びその基準となる期間

(1) 報告を求める事項

ア 従業員数

イ 元請完成工事高・解体工事請負高（建設業）、製造品出荷額（製造業）又は病床数（医療機関）

ウ 廃棄物の種類、契約等ごとに次に掲げる事項

(ア) 自社中間処理前発生量

(イ) 委託前自社中間処理方法

(ウ) 委託中間処理方法

(エ) 委託最終処分方法

(2) その基準となる期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

5 報告を求める者

産業分類別に従業員数等により設定した方法により抽出した事業所（農林漁業を除く。）約1,500箇所

6 報告を求めるために用いる方法

調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県（鳥取市、岩美郡及び八頭郡の調査対象者にあつては、鳥取市）に返送させる方法で行う。

7 報告を求める期間

令和2年4月1日から同年6月30日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第139号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
東伯郡湯梨浜町	令和2年5月8日（金）	午後1時から午後3時まで	東伯郡湯梨浜町大字泊1258-1 泊体育館
〃	令和2年5月12日（火）	午前10時から午後3時まで	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬584 ハワイアロハホール
〃	令和2年5月15日（金）	〃	東伯郡湯梨浜町大字龍島500 湯梨浜町役場東郷支所
東伯郡三朝町	令和2年5月22日（金）	午後1時から午後3時まで	東伯郡三朝町大字大瀬999-2 三朝町総合文化ホール

鳥取県告示第140号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
株式会社東京建築検査機構
- 2 変更する旨の届出があった事項
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の追加
名 称 T B T C 中国構造センター
所在地 広島県広島市中区銀山町3-1
名 称 T B T C 九州構造センター
所在地 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17-15
- 3 変更年月日
令和2年4月1日

鳥取県告示第141号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、久米土地改良区の定款の変更を令和2年3月19日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第142号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
米子市	平成14年度から令和元年度まで	米子市（淀江町本宮の一部（203））の地籍図及び地籍簿	米子市淀江町本宮の一部	令和2年3月27日

鳥取県告示第143号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業地域 鳥取市の一部（旧用瀬町の一部）、八頭郡智頭町、東伯郡三朝町並びに日野郡日野町及び江府町
- 3 終了年月日 令和2年3月13日

鳥取県告示第144号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県農林水産部

森林・林業振興局林政企画課長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザー測量）
- 2 作業地域 鳥取市の一部（旧鳥取市の一部、旧青谷町、旧気高町及び旧鹿野町）
- 3 終了年月日 令和2年3月13日

鳥取県告示第145号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を津波災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 津波災害警戒区域
米子市の区域（次の図に示す部分に限る。）
- 2 基準水位
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県危機管理局危機管理政策課及び県土整備部河川課並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第146号

河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に違反して許可なく河川区域内に放置している工作物の撤去について、撤去を命ずべき者を確知することができないので、同法第75条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月27日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

- 1 次の表に掲げる工作物の所有者又は賃貸借その他により当該工作物を使用する権利を取得した者は、令和2年4月26日までに当該工作物を一級河川斐伊川水系旧加茂川の河川区域内から撤去すること。

工作物	数量	所在地（次の図に示すとおりとする。）
栈橋	1台	米子市灘町一丁目122地先

- 2 1の工作物が期限内に撤去されない場合は、河川管理者である鳥取県西部総合事務所長がこれを撤去するものとする。この場合において、当該撤去に係る費用は、河川法第75条第9項の規定により撤去しなかった者の負担とする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県西部総合事務所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第147号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、使用料、手数料、賃貸料及び物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
LINE Pay株式会社
PayPay株式会社
- 2 委託期間

令和2年3月1日から令和3年3月31日まで

鳥取県告示第148号

平成14年鳥取県告示第206号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等について）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
3 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）			3 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）		
名称	取扱店舗	取扱事務	名称	取扱店舗	取扱事務
略			略		
株式会社 みずほ銀行	日本国内に所在する本店、支店及び出張所	略	株式会社 みずほ銀行	日本国内に所在する本店、支店及び出張所	略
株式会社 中国銀行		県の公金の収納の事務	株式会社 中国銀行		県の公金の収納の事務
			株式会社 商工組合 中央金庫	鳥取県内に所在する支店	県の公金の収納の事務（マルチペイメントネットワークを利用した自動車の保有に係る手続のワンストップサービスに係る歳入金の収納の事務を除く。）
略			略		

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持出しについて次のとおり指示する。

令和2年3月27日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

1 指示内容

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においては、他の水面（コイの養殖場を除く。）から持ち出したコイを放流し、又は遺棄してはならない。ただし、公的機関が実施する疾病検査等に供する場合又はコイヘルペスウイルス病のPCR検査で陰性が確認された場合は、この限りでない。

2 指示期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 指示の目的

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | I P R形携帯用無線機（I P R－WT）一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 令和2年2月26日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | アイコム株式会社
大阪府大阪市平野区加美鞍作一丁目6－19 |
| 5 落札金額 | 51,531,700円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 令和2年1月14日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
鳥取市東町一丁目220 |

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県立厚生病院総合医療情報システム更新業務一式 |
| 2 契約方式 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 落札日 | 令和2年3月17日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 富士通株式会社 鳥取支店
鳥取市永楽温泉町271 |
| 5 落札金額 | 622,600,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 令和2年1月24日 |
| 7 落札方式 | 総合評価落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立厚生病院医療情報管理室
倉吉市東昭和町150 |